

調布市が条例で定めた寄附金

区分	条件
1 財務大臣 指定寄附金	調布市内に事務所又は事業所を有する法人に対する寄附金であること。
2 独立行政法人への寄附金	
3 地方独立行政法人への寄附金	
4 公益社団法人及び公益財団法人への寄附金	
5 学校法人への寄附金	
6 社会福祉法人への寄附金	
7 更生保護法人への寄附金	
8 認定NPO法人への寄附金	
9 特定公益信託の信託財産とするための支出	特定公益信託の信託財産とするために支出した寄附金であること。